

札幌市奨学生（予約採用）の募集について

- 対象者 大学の部 現在高校３年生で今年度末卒業見込の者
(令和６年度から令和８年度までに卒業した者)
高校の部 現在中学３年生で今年度末卒業見込の者
- 応募資格 札幌市奨学生の募集のお知らせで確認のこと
- 提出書類
学校へ提出
① 札幌市奨学生（予約採用）願書兼推薦依頼書
② 学業成績証明書
※①の書類を提出する前に、生徒本人が発行手数料２００円を持参の上、事務室へ成績証明書の交付申請に来てください。
その際、申請書の使用目的は「札幌市奨学金申請のため」と記載してください。（成績証明書は申請者にお渡ししません。）

※以下の書類（③から⑤）は、オンラインにて札幌市へ提出願います。

(<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/syogakukin/boshu/2026yoyaku.html>)

- ③ 札幌市奨学生（予約採用）応募届
- ④ 生計維持者全員の所得証明書類
（下記のいずれか一点（コピー可））
- ・ 令和８年度所得（市・道民税）証明書
 - ・ 令和８年度市民税・道民税課税明細書
 - ・ 令和８年度給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書
 - ・ 生活保護受給証明書
- ※「源泉徴収票」「給与明細」「確定申告書の控」「年金証書・振込通知書」などは、全て無効となりますので、ご注意ください。**

任意

- ⑤ 「障害者手帳」又は「養育手帳」のコピー（該当者のみ）

- その他
- ① 申請に当たっては、「令和 9 年度 札幌市奨学生（予約採用）募集のお知らせ」を良く読んで下さい。
 - ② 願書の作成に当たっては、「願書兼推薦依頼書見本」を良く見て、間違いのないよう確認して下さい。
 - ③ 希望者から願書等が提出されてから、学校で「奨学生推薦書兼推薦者一覧表」を作成しますので、提出期限を過ぎての応募は受付できません。提出期限厳守でお願いします。

- 申し込み方法
本学園のホームページより札幌市奨学金予約採用の関係書類を印刷し、事務室で成績証明書の発行依頼を行ったうえで、提出期限までに事務室（阿部）あて、関係書類を提出して下さい。

- 提出期限 令和8年10月16日（金）午後4時（期限厳守）

令和9年度 札幌市奨学生（予約採用）募集のお知らせ

(2027年度)

札幌市教育委員会

札幌市では、能力があるにもかかわらず経済的理由で修学困難な学生・生徒を支援し、有用な人材を育成することを目的として、返済の必要がない給付型の「札幌市奨学金」を支給しています。

つきましては、令和9年度札幌市奨学生の「予約採用」として、令和9年度に大学等または高等学校等に進学を予定している方を対象として募集をします。

応募される方は、以下の説明をよくご覧のうえ、在学している学校にお申込みください。

1 募集区分・募集人数・対象者

区分・募集人数	対 象 者
大学等の部 (70名程度)	令和6年度～令和8年度に、高等学校・中等教育学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程を初めて卒業した方（卒業見込を含む）で、令和9年度に学校教育法に定める大学、短期大学、2年制以上の専修学校専門課程に進学を予定している方
高等学校等の部 (200名程度)	令和6年度～令和8年度に、中学校・義務教育学校（後期課程）・中等教育学校（前期課程）を初めて卒業した方（卒業見込を含む）で、令和9年度に学校教育法に定める高等学校（中等教育学校後期課程を含む）、高等専門学校、特別支援学校高等部（高校の教育課程に準ずる教育を行う学校のみ）、3年制以上の専修学校高等課程に進学を予定している方

(注)・専修学校一般課程、各種学校、省庁大学校、職業訓練施設などは対象になりません。

・採用となった方でも、札幌市奨学金の対象外の学校に進学した場合は、奨学金を受けることができません

2 応募資格 次の(1)～(5)すべてを満たす方が応募可能です。

(1) 上記1の「対象者」に該当すること

(2) 本人または生計維持者※1・2のうち、少なくともどちらか一方が札幌市内に居住していること

(3) 本人と生計維持者の資産※3の合計額が2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）であること

(4) 現学年を含む直近1年※4の全科目の評定の平均値が、5段階で3.0以上であること

(5) 性行が善良であり、在学している(いた)学校から推薦を受けられること

※1 「生計維持者」は、原則両親です。同居・別居を問いません。死別のほか、離婚で一方からの支援を得られず、同一生計と認められない場合は、生計維持者は1人です。失踪やDVなど特別な事情がある場合は、生計維持者に含めないことができます。

※2 次の場合は、親以外の方を生計維持者とみなします。

- ・ 両親がいない場合で、本人の生計を支えている方（祖父母などの親族、未成年後見人等）がいる場合はその方（複数人いる場合は主たる方お1人）が生計維持者となります。
- ・ 本人の生計を支える方が誰もいない場合や、経済的に自立して自身の収入で生計を立てている場合は、本人が生計維持者となります。
- ・ 結婚していて主に配偶者の収入で生計を立てている場合は、配偶者が生計維持者となります。

※3 「資産」とは、現金・預貯金・有価証券・投資用資産として保有する貴金属等をいいます。土地・家屋・自動車等は、ここでいう「資産」には含まれません。

※4 既卒者の方は3年次の評定を指しますが、在学生の方は3年次前期（1学期）時点の評定のみが対象となります。2年次の評定は含みませんのでご注意ください。

3 奨学金の支給額

区 分	種 別	支 給 額	
		奨学資金※5	入学支度資金（1年生のみ）※6
大学等の部	国公立	月額 6,000 円	14,000 円
	私 立	月額 9,000 円	21,000 円
高等学校等の部	国公立	月額 5,000 円	10,000 円
	私 立	月額 8,000 円	15,000 円

※5 奨学資金は、年3回（7・9・12月予定）、各回につき4か月分ずつまとめて支給します。

※6 入学支度資金は、1年生の初回支給時に奨学資金に併せて支給します。入学前の支給はできません。

4 提出先・提出期限

	提出書類	提出先	提出期限
①	生計維持者の所得証明書類	オンライン	令和8年10月27日（火）
②	札幌市奨学生 願書兼推薦依頼書	札幌光星学園 事 務 室	令和8年10月16日（金）
③	成績証明書（各学校で発行）		

※上記①、②、③の書類は全て提出してください。

上記のとおり、①の提出先と②、③の提出先が異なりますので、ご確認ください。また、所得証明書類のみの提出等、どちらか一方のみの提出の場合、申請意思がないと判断して、不採用となる場合があります。

※必ず学校に提出期限を確認してください。

9月下旬～10月中旬頃の学校が多いですが、学校によってはこの限りではありません。

※オンラインでの手続きが困難な方は紙での申請も可能ですので、教育委員会（011-211-3851）にお申し出ください。

5 応募に必要な書類

下記のとおり、提出が必須の書類と任意の書類があります。これらの書類のほか、審査の段階で、必要に応じて個別に追加書類の提出を求める場合があります。また、ご提出いただいた書類は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

◎必須

書類	説明	提出先
札幌市奨学生（予約採用）願書兼推薦依頼書	記載例を参考に、応募日（記載日）時点の内容について必要事項を漏れなく記載してください。	札幌光星学園 事 務 室
成績証明書（直近1年分、在学中の方は3年次前期（1学期）の評定のみ）	在学している（いた）学校に請求してください。様式は各学校のもので構いません。 なお、 <u>通知表についてはお使いいただけません</u> のでご注意ください。	札幌光星学園 事 務 室
札幌市奨学生（予約採用）応募届	表の下部、URL、または二次元コードをスマートフォン等で読み取り、提出ページにお進みください。 ※紙申請の場合は、記載例を参考に必要事項をご記載ください。	オンライン （市教委）

生計維持者全員の所得証明書類 ※生計維持者に該当する方→2応募資格をご参照ください。	ア 「令和8年度 所得（市・道民税）証明書」 下記イ～エに該当しない方や、イまたはウの書類をお持ち合わせでない方はこちらを提出してください。 お住まいの市区町村の証明窓口（札幌市の場合は市税事務所又は区役所）で交付を受けられます。 イ 「令和8年度 市民税・道民税課税明細書」 住民税が課税されている方でウ以外の方に、6月頃にお住まいの市区町村から、冊子になっている「納税通知書」が送付されます。課税明細書はその冊子の中に入っています。 ウ 「令和8年度 給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書」 住民税が給与から天引きされている方に、6月頃に勤務先の職場から交付されます。 エ 「生活保護受給証明書」 生活保護を受けている方はこちらを提出してください。 【ご注意ください！】 上記ア～エ以外のもの（源泉徴収票、給与明細、確定申告書の控、年金証書・振込通知書など）はすべて無効となります。必ずア～エのいずれかを提出してください。 また、提出の際は、氏名や金額等の印字が途切れないようご注意ください。	オンライン (市教委)
--	---	------------------------

○任意

書類	説明	提出先
「障害者手帳」又は「療育手帳」の氏名・等級記載部分	・本人が障害者手帳又は療育手帳を所持している場合、採用の可能性が高くなります（3ページの6参照）。 ・本人以外の世帯員が、いずれかの手帳を所持している場合は、両親（生計維持者）の所得から一定額を控除できるため、家計の状況の審査において有利になります。 ・提出は任意です。該当者がいる場合でも、上記の優遇措置を希望しない場合は提出不要です。	オンライン (市教委)

【オンライン提出ページ】

二次元コードはこちら

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/syogakukin/boshu/2026yoyaku.html>



6 予約採用者の選考

学校の推薦を受けた応募者の中から、願書の記載内容および「学業成績」※7、「家計の状況」※8をもとに、書面審査による選考を行います。そのほか、「定時制高校または通信制高校に進学希望の方」※9及び「障害者手帳をお持ちの方」※10を対象として、若干名を優先的に採用します（定時制・通信制特別枠及び障がい者特別枠）。

選考の結果は、採用・不採用にかかわらず、令和9年1～2月頃をめどに、郵送でお知らせいたします。

※7 「学業成績」は、直近1年分の全科目の評定を審査の対象とします。（高いほうが有利）

※8 「家計の状況」は、両親（生計維持者）の前年の所得を審査の対象とします。（低いほうが有利）

※9 定時制・通信制特別枠で追加採用となった方は、高校の定時制・通信制課程に進学した場合のみ札幌市奨学金を受けることができます。

※10 有効な障害者手帳（療育手帳）を添付していただく必要があります。（3ページの表参照）

7 予約採用後の手続き

予約採用は、まだ正式な採用ではありません。令和9年度に実際に進学し、進学届や奨学金振込口座届などの必要書類を提出していただく必要があります。必要書類提出後、札幌市教育委員会にて要件の確認を行い、要件を満たす場合に正式に採用となり、奨学金を受けることができますようになります。

この手続きに関する必要書類や提出期限、注意事項など詳しくは、採用決定後にご案内します。

8 他の奨学金との併給について

札幌市奨学金は、「札幌市特別奨学金」（下記参照）と同時に受けることはできません。「札幌市奨学金」と「札幌市特別奨学金」の両方に採用された場合は、どちらか一方のみを選んでいただく必要があります。

札幌市特別奨学金以外の奨学金との併給は制限していません。ただし、札幌市以外が実施する奨学金には、他の奨学金との併給を制限しているものもありますので、札幌市以外が実施する奨学金の応募を予定している方は、当該奨学金の募集要項等をご確認ください。

※他の奨学金の受給が決定する等、本奨学金を辞退する事由が生じた場合には、速やかにご連絡ください。

「札幌市特別奨学金」とは…

生活困難な世帯の生徒に技能習得のための学資を支給し、世帯の経済的自立を図ることを目的とした奨学金です。札幌市奨学金と同時に受給することはできません。

以下の学校に在学又は進学予定で、本人又はその養育者が札幌市民であり、かつ現に生活保護を受けているか生活保護を必要とする状態（収入が生活保護基準額の1.5倍以内）にある方を対象とします。

- 高等学校の普通科以外の職業学科（工業、商業、家庭、看護、福祉、情報、農林水産）
- 専修学校（高等課程） ○ 各種学校（高等学校相当課程） ○ 特別支援学校（高等部）

札幌市特別奨学金の担当部署：札幌市子ども未来局子育て支援課 電話 011-211-2988

9 過去の採用実績（参考）

過去数年間の採用実績に基づく収入額・成績の目安は、おおむね次のとおりです。

実際のボーダーラインは応募者の状況によって毎回変動します。また、年収の目安については世帯の構成や世帯員の状況などによっても大きく異なる場合があります。

このため、下表に該当することをもって採用が保証されるものではありません。また、該当しない（収入が超過する場合や成績が満たない）場合でも採用される可能性がないとは限りません。

区 分	世帯構成（モデル世帯）別 年収の目安			成績の目安 （5段階評定の平均値）
	両親＋本人	両親＋本人＋中学生	両親＋本人＋中学生＋小学生	
大学等の部 高校等卒業（見込）者対象	360 万円以下	420 万円以下	464 万円以下	おおむね 4.83 以上
高等学校等の部 中学卒業（見込）者対象	316 万円以下	373 万円以下	414 万円以下	おおむね 3.56 以上

（注） 上表の「年収の目安」は、両親のうち1人に給与収入がある場合の収入額（総支給額）の目安です。自営業の方などの「所得」（売上などから経費を差し引いた金額）とは異なります。

10 提出前に再度ご確認ください

添付書類の不足・誤りなどの不備があると、審査ができず、不採用になる場合があります。手続きをする前に、不備がないか十分にご確認ください。よくみられる不備の例をもとにしたチェックリストを掲載しますので、ご活用ください。

□ 学校へ願書兼推薦依頼書及び成績証明書を提出していますか？

願書兼推薦依頼書及び成績証明書を学校へ提出していない場合、申請が不備となり、その後の審査ができません。必ず学校へ必要書類をご提出ください。

□ オンラインで所得証明書類を提出していますか？

所得証明書類をオンラインで提出していない場合、申請が不備となり、その後の審査ができません。必ずオンライン（紙申請の場合は郵送）でご提出ください。

□ 所得証明書類は、指定の書類を準備していますか？

所得証明書類として有効なのは、3ページの5にあるア～エの4種類のみです。誤って「給与所得の源泉徴収票」や「確定申告書の控」を添付する事例がよく見られますが、これらは無効となります。必ずア～エのいずれか1点を添付してください。（別紙「添付書類について」に見本を載せていますので参考にしてください。）

□ 両親がいる方は、両親分とも所得証明書類を準備していますか？

専業主婦(夫)など所得のない方や、配偶者の扶養の範囲内でパート等をしている方の証明書類を添付しないで提出してしまう事例がよく見られます。3ページの5に記載のとおり、無収入の方や被扶養者であっても省略はできませんので、必ず添付してください。

<担当・お問い合わせ先>

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル3階

札幌市教育委員会学校教育推進課学事係（奨学金担当） 電話：011-211-3851 FAX：011-211-3852



<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/syogakukin.html>

